

# 当座勘定規定改定のお知らせ

2023年8月18日

お客さま各位

平素より当金庫をご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび「ことら送金」の取扱いを予定しており、それに伴い当座勘定規定等について、2023年8月23日(水)より改定致しますので、お知らせいたします。

記

## 1. 当座勘定規定等規定改定について

- ・ 以下は当座勘定規定（一般用）（専用約束手形口用）の改定を行います。
- ・ 改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまにも適用されます。

現 行	改 定 後
<p style="text-align: center;"><b>当座勘定規定（一般用）</b></p> <p><b>第1条～第8条</b>（省略）</p> <p><b>第9条（支払の範囲）</b></p> <p>(1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p>(追加)</p> <p>(2) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p> <p><b>第10条～第30条</b>（省略）</p> <p style="text-align: right;">以上 (2022年11月4日現在)</p>	<p style="text-align: center;"><b>当座勘定規定（一般用）</b></p> <p><b>第1条～第8条</b>（省略）</p> <p><b>第9条（支払の範囲）</b></p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) <u>呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとし</u>ます。</p> <p>(3) (同左)</p> <p><b>第10条～第30条</b>（省略）</p> <p style="text-align: right;">以上 (2023年8月23日現在)</p>
<p style="text-align: center;"><b>当座勘定規定（専用約束手形口用）</b></p> <p><b>第1条～第9条</b>（省略）</p> <p><b>第10条（支払の範囲）</b></p> <p>(1) 呈示された手形の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p>(追加)</p> <p>(2) 手形の金額の一部支払はしません。</p> <p><b>第11条～第27条</b>（省略）</p> <p style="text-align: right;">以上 (2022年11月4日現在)</p>	<p style="text-align: center;"><b>当座勘定規定（専用約束手形口用）</b></p> <p><b>第1条～第9条</b>（省略）</p> <p><b>第10条（支払の範囲）</b></p> <p>(1) 呈示された手形の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p>(2) <u>呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとし</u>ます。</p> <p>(3) (同左)</p> <p><b>第11条～第27条</b>（省略）</p> <p style="text-align: right;">以上 (2023年8月23日現在)</p>